

議案参考資料

[平成 29 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

人事課 人事担当

議案名

議案第 75 号 桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国に準じて退職手当の支給水準を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

退職手当額＝退職時の給料月額×支給率×調整率＋調整額

官民均衡を図るために設けられている調整率を、100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引き下げます。

(施行期日：平成 30 年 1 月 1 日)

背景・経過

国においては、平成 29 年 4 月 19 日に人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解を踏まえ、退職手当の支給水準の引下げを行う国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案が第 195 回国会(特別会)に提出され、平成 29 年 12 月 8 日に成立しました。